

第1 保健推進員

○ 保健推進員制度

地域住民の健康づくりのため、市の保健事業と一体的関係を保ちながら保健活動の円滑な推進を図ることを目的として、「盛岡市保健推進員要綱」（令和2年4月1日施行）による保健推進員制度を設置し、現在431の地区に配置している。

※ 「盛岡市保健推進員規則」（平成7年3月）については、地方公務員法の一部改正で特別職非常勤職員の任用の厳格化により同法第3条第3項に該当しないことから令和2年3月31日に廃止の公布を行った。

○ 基本方針

保健行政と一体となって、明るく健康で快適な住みよい地域づくりを目指し、住民の健康増進及び母子保健の推進、健康管理、疾病予防等の保健活動を積極的に展開し、保健思想の普及向上に努めるものとする。

1 地区における保健活動の推進

- (1) 健康相談 149回開催 延べ従事者数 247人
健康教育 311回開催 延べ従事者数 940人
各町内会等で年1～2回開催した。（開催場所…各地域公民館、活動センター等）
- (2) 各種検診受診勧奨活動
受診率向上のための勧奨活動等の実施。
検診受付従事、地域での呼びかけ、チラシの町内回覧等を行った。（6月～10月）
検診受付 延べ 38回 延べ従事者数 60人
- (3) 特定事業
10地区で、次のとおり開催した。（279人参加）

地区	実施日	参加人数	内容
仁王	9月25日	19人	モルックを体験しよう
桜城	11月18日	29人	誤嚥予防のための楽しく喉を鍛える 「声は健康のバロメーター」教室
東厨川	10月16日	21人	コンディショニング教室
城南	10月24日	34人	オーラルフレイル予防教室
山岸	9月24日	25人	クリニカルアート(臨床美術)教室
仙北	12月12日	36人	仙北地区保健推進員主催ボッチャ大会
本宮	11月14日	31人	ボッチャ教室
中野	11月9日	23人	コンディショニング教室
飯岡	11月14日	20人	正しいラジオ体操
巻堀姫神	11月25日	41人	健康寿命を延ばすための脳活&笑いヨガ

2 献血活動の推進

(1) 献血推進活動

市内 30 地区において献血推進活動を実施（各地区 1/2～4 回）、地域献血本数 3,407 本（全血・200ml 換算）の実績を上げた。（活動回数 48 1/2 回、献血会場 44 カ所）

3 保健推進員協議会の運営

保健推進員の職務の円滑な遂行を確保するとともに、相互の親睦を図り、市の保健行政の進展に寄与することを目的に各地区長を理事として協議会を設置、運営強化を実施した。

(1) 総会

開催日：5月16日（木） 盛岡市民文化ホール 保健推進員 302 人参加

(2) 理事会 盛岡市保健所にて計 3 回開催した。

(3) 地区総会 令和 6 年 5 月 16 日以降、各地区公民館等で開催した。

(4) 会報「すこやか」の発行

第 30 号を令和 6 年 12 月 1 日付で 11,653 部発行、各町内会等へ班回覧に供した。

4 保健活動推進のための研修会（市保健所・保健推進員協議会共催）の開催・参加

(1) 第 1 回保健推進員研修会（定期総会同日）

開催日：5月16日（木） 盛岡市民文化ホール 保健推進員 302 人参加

演題①：第 2 次もりおか健康 21 プラン～みんなで広げる健康づくりの輪～

講師：盛岡市保健所健康増進課 副主幹 藤原 美穂 氏

演題②：座って動こう「ちょこビクス」

講師：盛岡市保健所健康増進課 機能訓練指導員 鈴木 優子 氏

演題③：地域の元気を後押し！～保健推進員は地域の宝～

講師：盛岡市保健所健康増進課 副主幹 佐々木 文枝 氏

(2) 令和 6 年度盛岡市保健推進員理事意見交換会

開催日：6月27日（木） 盛岡市総合福祉センター 理事 29 人参加

ワールドカフェ方式での開催

「①健康になれる地域づくりをするためにどんな企画があると良いか」「②保健推進員活動を知ってもらうには？」の 2 テーマで意見交換を行った。

(3) 令和 6 年度盛岡市保健推進員意見交換会

開催日：7月26日（金）、7月30日（火） 盛岡市総合福祉センター 4 階 講堂
保健推進員延べ 302 人参加

ワールドカフェ方式での開催

市内を 2 ブロックに分け、理事意見交換会と同テーマで意見交換を行った。

(4) 第 2 回保健推進員研修会

開催日 10月1日（火） 盛岡市総合アリーナ（タカヤアリーナ）

保健推進員 175 人参加

演 題 初級ヨガ～心と身体をしなやかに～

講 師 ヨガ講師 我妻 里美 氏

(5) 理事研修会

開催日 11月29日（金） 盛岡市保健所

理事 29 人参加

演 題 輪投げ大会の運営の仕方

講 師 太田地区長 松岡 アイ子 氏

盛岡市保健推進員要綱

令和2年3月31日市長決裁

(設置)

第1条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を設置する。

(活動)

第2条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

2 保健推進員は、活動上知り得た秘密を漏らさないこと。その活動を中止した後も、同様とする。

(委嘱)

第3条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(任期)

第4条 保健推進員の任期は、3年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地区長)

第5条 保健推進員の活動を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健推進員の活動に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 第4条の規定は、地区長について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、盛岡市保健推進員規則に基づき委嘱している保健推進員の任期に関する事項は、なお、従前の例による。